

I 漁業制度について

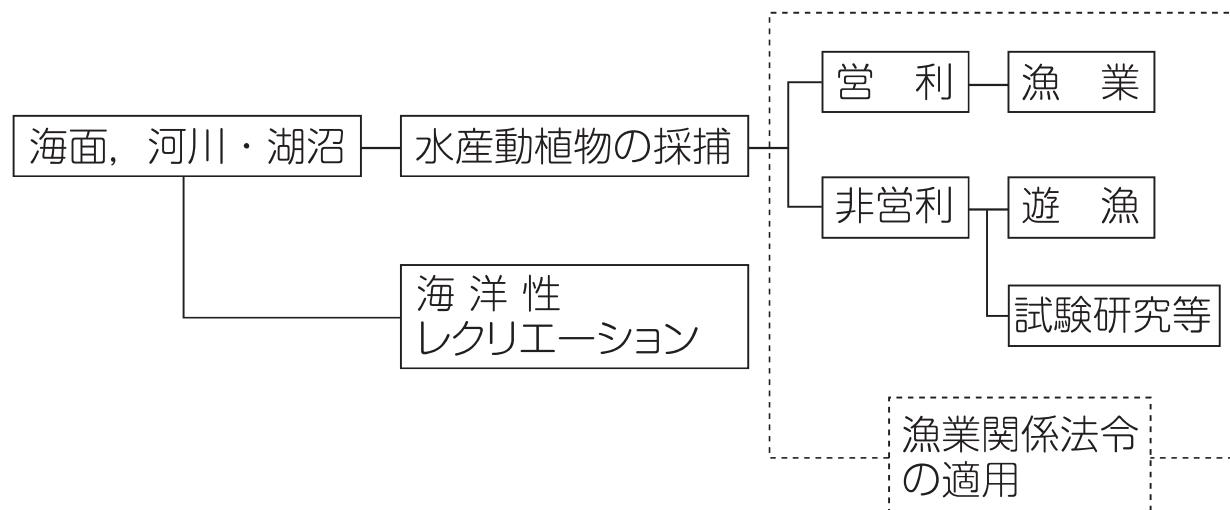
1 漁業、遊漁及び海洋性レクリエーションとのかかわりについて

漁業とは水産動植物の採捕や養殖を反復継続することで、営利の目的を持ってこれを行うことを「漁業を営む」といいます。

一方、遊漁とは、営利を目的としない水産動植物の採捕です。

このように遊漁は、水産動植物を採捕する点では漁業となんらかわりはなく、漁業関係法令と深いかかわりがあります。

また、ヨット、ダイビングなどの海洋性レクリエーションは、海や川を利用する点において、そこを生産活動の場とする漁業との調整が必要です。



2 漁業関係法令について

水産動植物の採捕、養殖や資源保護等に関することについて規定があるのは、主に次の法令です。

これらの中には、水産動植物の採捕の制限や禁止に関する規定も多く、漁業者はもちろん、遊漁者、海洋性レクリエーション関係者など海や川を利用する者すべての者が守らなければなりません。

(1) 漁業法

漁業法とは、水産資源の持続的な利用の確保と、水面の総合的な利用を図ることを目的として、水産資源の保存及び管理や、漁業生産に関する基本的なことを定めています。



(2) 水産資源保護法

水産資源保護法は、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的に定められています。



(3) 鹿児島県漁業調整規則

漁業法と水産資源保護法、その他漁業に関する法令と相まって、本県の海面や内水面における水産資源の保護培養、及び漁業の調整を図り、漁業生産力を発展させることを目的に定められております。



3 漁業権とは

漁業権とは、特定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利で、漁業法の規定に基づき知事の免許により設定されます。漁業権には、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の三種類があります。

(1) 共同漁業権

共同漁業権とは、特定の水面を共同に利用して漁業を営む権利で、漁業協同組合に免許され、組合の管理のもとで組合員が漁場を使うものです。本県の沿岸域のほとんどには、共同漁業権が設定されています。

第1種共同漁業：藻類、貝類等定着性のものを目的とする漁業
(ひじき、とさかのり、あさり、ばい、たこ、
いせえび漁業など)

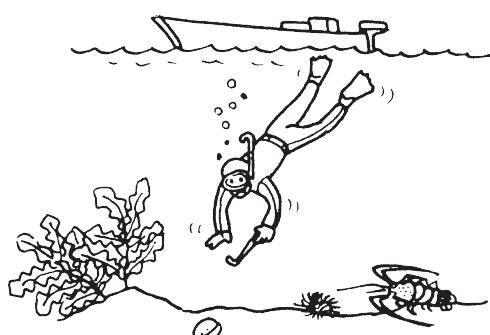
第2種共同漁業：網漁具を移動しないようにして営む漁業
(建網、小型定置網漁業など)

第3種共同漁業：地びき網漁業、飼付漁業、つきいそ漁業など

第4種共同漁業：寄魚、鳥付こぎ釣漁業（本県にはありません）

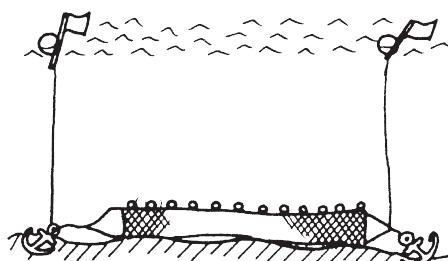
第5種共同漁業：内水面（河川・湖沼）で営む漁業

採貝採藻（第1種共同漁業）

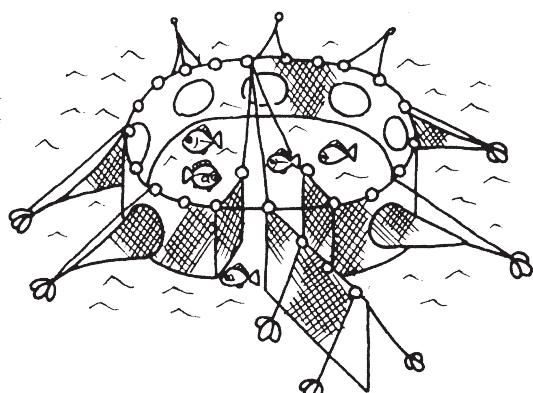


トサカノリ アワビ ウニ イセエビ

建網（第2種共同漁業）

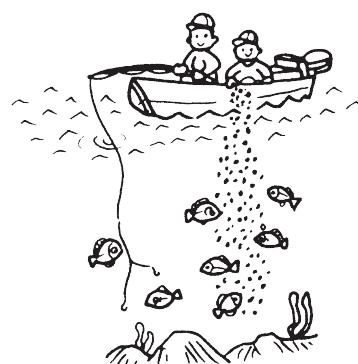


小型定置網（第2種共同漁業）



※図はます網

飼付漁業（第3種共同漁業）



(2) 区画漁業権

区画漁業権とは、一定の区域内において養殖業を営む権利のこととで、第1種から第3種まであります。

第1種区画漁業：魚類小割式養殖業、のり・わかめ養殖業、真珠母貝養殖業、真珠養殖業などがあります。

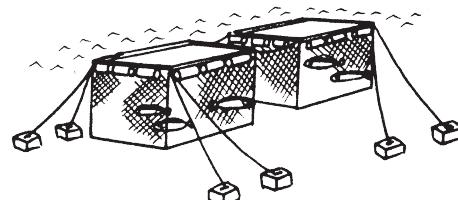
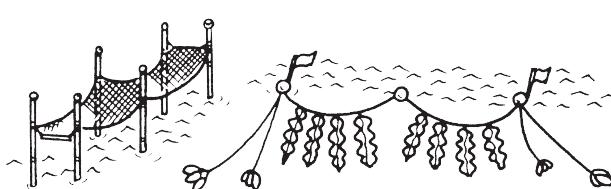
第2種区画漁業：築堤式や網仕切り式養殖業

第3種区画漁業：地まき式の貝類養殖業

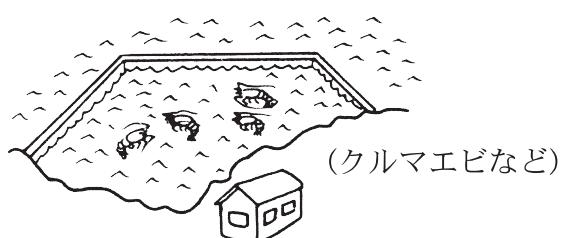
※ 別に特定区画漁業権という呼び方がありますが、これは、ひび建養殖業、真珠母貝養殖業、小割式養殖業、かき養殖業及び第3種区画漁業のこととで、原則として漁業協同組合に免許し、組合の管理のもとに組合員が養殖業を営むもので、共同漁業権とともに「団体漁業権」といわれます。

代表的なものに、錦江湾内におけるブリ、カンパチ養殖業があげられます。

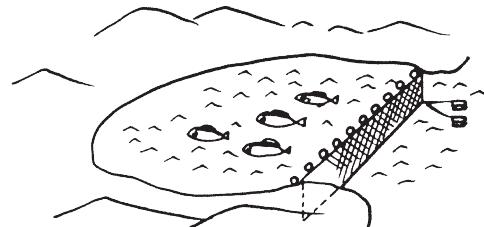
のり・わかめ養殖業（第1種区画漁業） 魚類小割式養殖業（第1種区画漁業）



築堤式養殖業（第2種区画漁業）



網仕切式養殖業（第2種区画漁業）

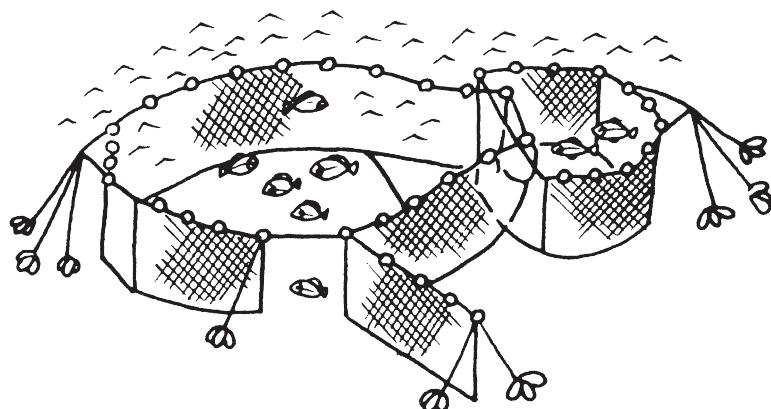


(3) 定置漁業権

定置漁業とは、漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最も深い所が最高潮時において、水深27メートル以上のもので、いわゆる大型定置と呼ばれています。甑島、南薩南部、大隅半島東部に多く見られます。

第2種共同漁業の小型定置漁業や知事許可の小型定置漁業との違いは、身網の設置される水深が異なることで区別されます。

定置網（定置漁業）

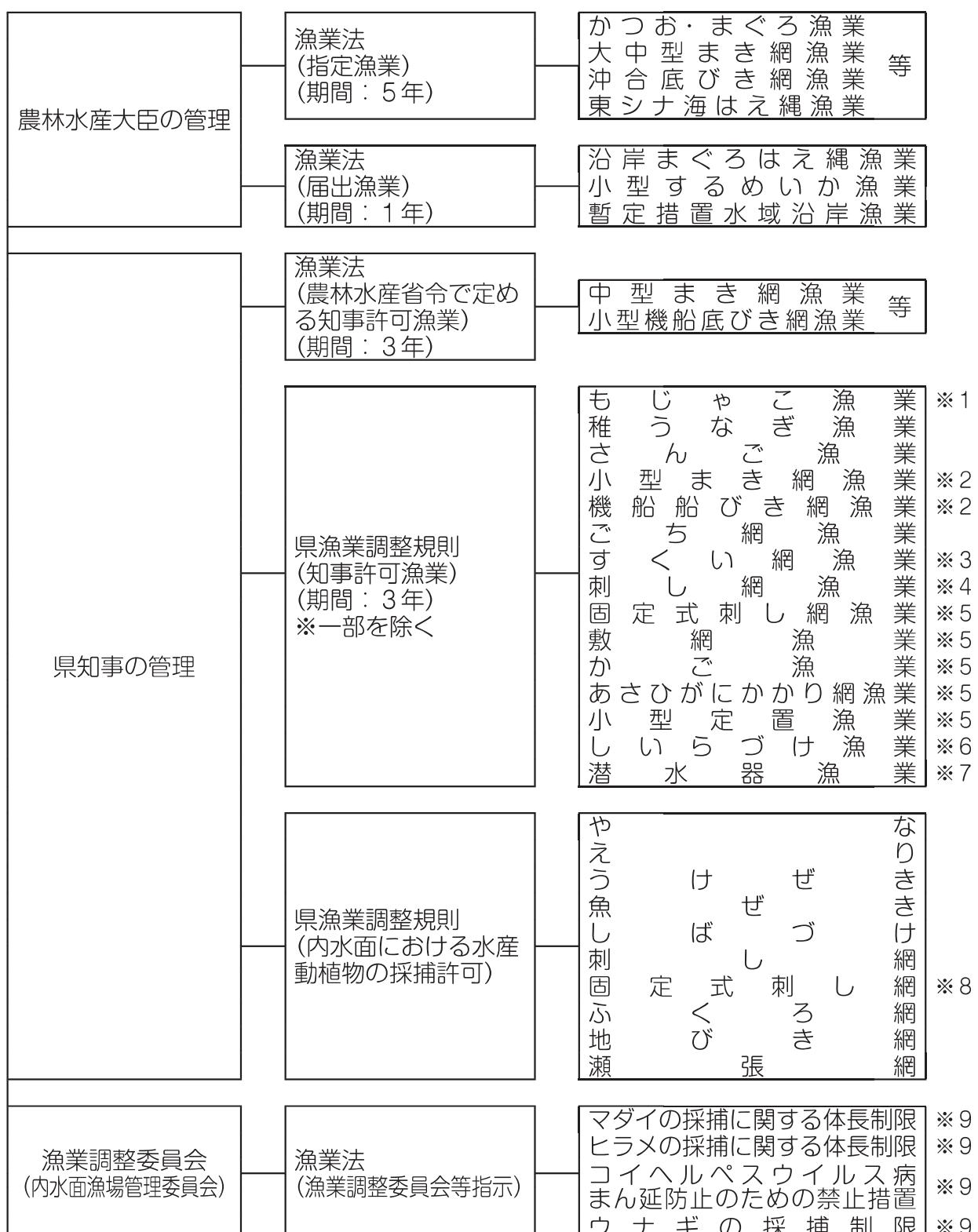


4 漁業許可

漁業許可とは、漁業法、及び県漁業調整規則の規定に基づき、一般に禁止されている漁業を特例的にその禁止を解除して漁業を営ませるものでです。

許可漁業には、農林水産大臣が許可する大臣許可漁業、漁業法や県漁業調整規則の規定に基づき、知事が許可する知事許可漁業があります。

許可漁業などの分類



- ※1 もじゅうなごこぎ漁業は、漁業法第57条第1項に規定する中型まき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。
- ※2 小型まき網漁業、機船船底びき網漁業は、もじゅうなごこぎ漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。
- ※3 すくい網漁業は、集魚灯を利用して行うものに限る。
- ※4 刺し網漁業は、固定式刺し網漁業を除く。
- ※5 固定式刺し網漁業、敷網漁業、かご漁業、あさひがにかかり網漁業及び小型定置網漁業は、共同漁業権の内容となっている場合を除く。
- ※6 しいらづけ漁業は、総トン数5トン以上40トン未満の漁船を使用してまき網又は小型まき網により行う漁業を除く。
- ※7 潜水器漁業は、簡易潜水器を使用するものを含む。
- ※8 内水面の固定式刺し網は、建網、建干網、す建網など。
- ※9 漁業調整委員会等指示は、遊漁者に係わる深いものを記載した。

5 特別採捕許可

特別採捕許可は、漁業許可ではありませんが、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給等のために水産動植物を採捕する場合に、県漁業調整規則に規定してある採捕禁止期間、体長の採捕制限等の適用を除外して、知事が特別に採捕を許可するものです。

※許可対象は、試験研究機関等に限定されています。

6 漁協管理の漁業権行使規則について

(漁協組合員が漁業を営む権利)

団体漁業権については、漁業権者である漁業協同組合が、知事の認可を受けて「漁業権行使規則」を定めています。

漁業権行使規則には、漁業を営む者の資格、漁業の方法、統数、禁止期間、その他守るべき事項等が決められており、組合員はこの規則に従って漁協に免許された団体漁業権（共同漁業権、特定区画漁業権）の内容となっている漁業を営むことになります。

経営者に直接免許される区画漁業権、定置漁業権とは、この点で性格が大きく異なります。

7 河川・湖沼（内水面）の遊漁規則について

第5種共同漁業権の免許されている河川等では、漁業法の規定により漁業権者（漁協）に、稚魚等の放流による水産動植物の増殖が義務づけられています。

そのような河川等では、遊漁者との調整を図るため、漁協が遊漁を制限しようとするときは、知事の認可を得て「遊漁規則」を定めることになっています。

遊漁規則では、遊漁の時期、場所、遊漁料金、遊漁承認証の発行等を定めています。

従って、漁業権のある河川等で、漁協の組合員以外の人＝遊漁者が魚釣り等を行う場合は、漁協で遊漁規則に定められた手続きをとることが必要となります。

なお、漁業権の設定されていない河川では、遊漁規則の適用は受けませんが、県漁業調整規則の採捕禁止期間、体長制限等の適用を受けることになり、また、採捕行為によっては知事の許可が必要となりますので、注意してください。

